

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号

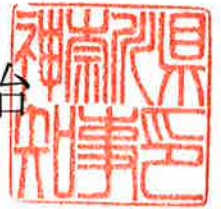
氏名 株式会社市川環境エンジニアリング

（法人にあっては
名称及び代表者
の氏名） 代表取締役 石井 邦夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日	平成 28 年 8 月 18 日
(初回許可年月日)	平成 11 年 7 月 14 日
許可の有効年月日	平成 35 年 7 月 13 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物

特定有害産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB廃油に限る。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）、ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCB処理物に限る。）、廃石棉等金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成29年 7月20日 変更許可（品目の追加：廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB廃油に限る。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）、ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCB処理物に限る。））

平成28年 8月18日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「積替え許可の有無」には、政令で許可を記載する。
本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

別 表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表



産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
有機リン化合物	△	△	△	△	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	—	—	—
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○
チウラム	△	△	△	△	○	○	○
シマジン	△	△	△	△	○	○	○
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
1・4-ジオキサン	△	—	△	—	—	—	—
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。